

第3章 河川の利用

第1節 流水及び河川敷の利用

1. 流水の占用の現況

十勝川水系における利水の現況は、以下の表に示すとおりであり、河川水の利用は、農業用水、水道用水、発電用水、工業用水、その他雑用水など多岐にわたっている。

農業用水は、開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在は約 53,500ha に及ぶ農地のかんがいに利用されている。水道用水は、水系内の 1 市 9 町 2 村に供給されている。また、発電用水として十勝発電所をはじめ、現在 17 箇所発電所により総最大出力約 40 万 kW の電力供給が行われているほか、製糖工場等の工業用水やサケ、マス等のふ化養魚用水にも利用されている。

十勝川水系の水利用状況

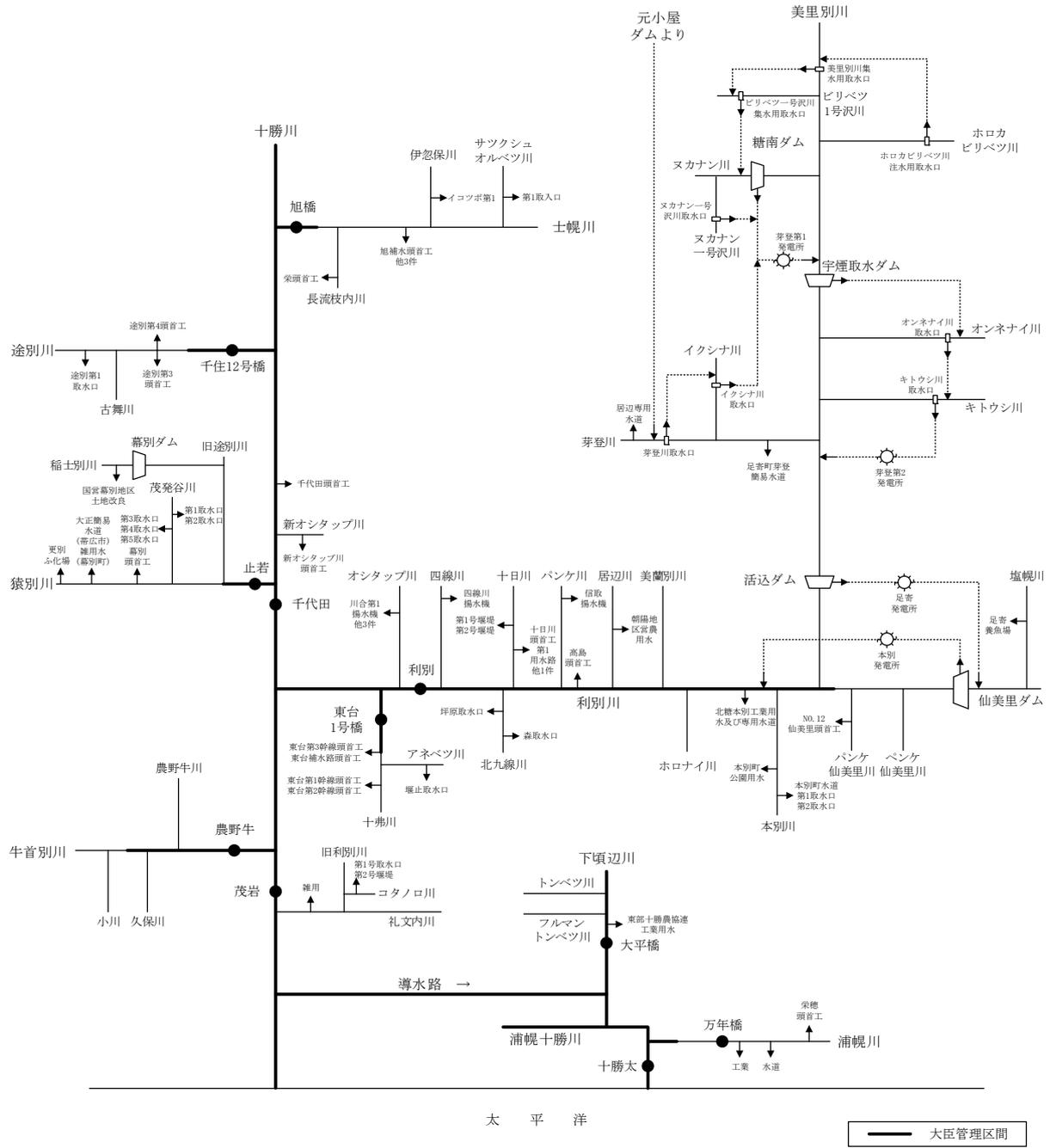
令和3年3月現在

種 別	件 数	取水量(m ³ /s)	利用割合(%)
農 業 用 水	51	25.13	4.07
水 道 用 水	12	1.52	0.25
工 業 用 水	12	2.18	0.35
発 電 用 水	17	588.01	95.20
そ の 他	21	0.82	0.13
合 計	113	617.66	100

十勝川水系の水利用モードを以下の図に示す。

十勝川の流域関連市町村人口については、342,172 人（平成 12 年国勢調査）から 320,841 人（令和 2 年国勢調査）と減少傾向にある。工業出荷額については、361,748 百万円（平成 12 年工業統計）から 467,752 百万円（令和元年工業統計）と増加傾向にある。また、耕地面積については、197,996ha（平成 12 年農林業センサス）から 212,605ha（令和 2 年農林業センサス）と増加傾向にある。

これらのことから、十勝川流域の水利用の将来の動向としては、現状程度もしくは若干の増加傾向を示すことが予想される。



十勝川下流水利模式図

2. 河川敷の占用の現況

2-1 河川敷地の利用状況

近年、生活の質向上の追求に伴い、河川は、都市域において自然と触れ合うことのできる重要な空間、憩いの場であるという考えが広く普及してきている。また、河川空間の持つ豊かな自然を保全し、自然と人が共生することによって真に豊かな生活や人間性を形成できるとして、水辺に親しめる空間が人々に求められている。

帯広市付近における環境整備事業は、札内川では昭和 53 年より始まり、親水・運動施設の要望が多かった札内川・売買川合流点の親水公園は平成 3 年に完成し、平成 6 年には札内川・帯広川の合流点でカヌー発着場などを伴う親水広場が完成して住民の憩いの場となった。また、木野引堤事業に伴い、十勝大橋付近では高水敷の整正が行われ、パークゴルフ場、イベント広場、散策路などが整備されている。

最近では「かわまちづくり」の取組が進められており、「十勝川中流域かわまちづくり」では音更町、池田町、幕別町からなる地域において、十勝川温泉、十勝エコロジーパーク、千代田堰堤などの観光施設を結ぶサイクリングコースを整備し、周遊観光ルートの創出を目指して取り組んでいる。また、帯広市では河川空間において、花火大会やイカダ下り、各種スポーツ大会等の様々なイベントが開催されており、「帯広市かわまちづくり」では、こうした好適な立地環境を活かして、誰もが利用しやすく賑わいのある河川空間の創出と、地域活性化を目指した取組を進めている。

2-2 高水敷の利用状況

十勝川水系における河川敷地の使用状況をみると、令和 3 年(2021 年)11 月現在で 2,137ha の利用が行われており、この内 1,402ha が採草放牧地に、畑利用を含めると 1,509ha が生産活動に利用されている。また、市街地周辺では公園、緑地、運動場に利用されており、75 件、594ha を占めている。

河川敷地の占有状況

令和3年3月現在

占用目的	件数	面積(m ²)	利用割合(%)
公園・緑地	64	5,163,149	24.2%
運動場	11	777,859	3.6%
採草地	387	14,017,031	65.6%
畑	81	1,070,064	5.0%
その他敷地	25	341,640	1.6%
合計	568	21,369,743	100

3. 河川の利用状況

(1) 上流部

十勝川上流部における河川利用については、十勝ダム湖（東大雪湖）付近では、釣りやキャンプ場に利用されている。新清橋、共栄橋付近ではカヌー下りを楽しむことができる。支川佐幌川の佐幌ダム湖（サホロ湖）においては、カヌーなどに利用されている。



(2) 中流部、札内川、音更川

十勝川中流における河川利用については、十勝大橋～十勝中央大橋付近までイカダ下りが行われる。河川敷では、十勝大橋下流の運動公園において夏の花火大会やパークゴルフ場などに利用されている。また、サケの捕獲場となっている千代田堰堤では多くの観光客で賑わう。音更川の上士幌町、士幌町、音更町区間の河川敷はパークゴルフ場に利用されている。また、上士幌町では航空公園として利用され、熱気球の競技会が行われている。札内川の河川敷では中札内村や帯広市で運動公園として利用されているほか、帯広市や中札内村の区間でパークゴルフ場に利用されている。



(3) 下流部、利別川

十勝川下流における河川利用については、豊頃町区間において河川敷は運動公園として利用されており、豊頃町夏祭りの花火大会会場となっている。利別川の池田町や本別町区間における河川敷はグラウンドとして利用されている。



4. 都市計画河川の設定

北海道内では初めて、昭和 63 年 8 月 22 日付で帯広圏都市計画に都市計画法に基づく施設として、「都市計画河川」を定めた。同法は、「都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとする」としており、帯広圏都市計画では、施設の種類は河川、名称は十勝川および札内川、位置は左右岸の圏域都市計画区域界までとし、構造は堤防式複断面となっている。

これは、帯広市が河川緑地の整備を進める上で財源を確保するために行われたものであり、具体的には「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和 62 年 9 月 4 日公布・施行）に基づき、いわゆる NTT-A 型事業の資金を活用するために行われた。

特に、ファミリーゴルフ場の整備は十勝川右岸のすずらん大橋から平原大橋（概ね KP59～61）に亘る 64.6ha の広大な面積を短期間に整備するため、市の一時的な財政負担増を緩和するために、NTT-A 型事業の活用が検討された。

NTT-A 型事業を行うには、社会資本の整備が要件とされている。そこで、帯広市が行う公園整備と河川事業で行う高水敷整正の両社会資本整備を一体的に行うことにより、費用を抑制して整備が進めることができるよう、河川を都市計画施設に定め、市が確保する財源で実施できるようにしたものである。

国としても、NTT 事業の掘り起こしを進めていた時期とも相まって、河川管理者は帯広市に協力し、帯広圏域 1 市 4 町にかかわる河川改修計画に必要な土地の範囲を精査して 2,500 分の 1 平面図で都市計画河川区域を公表した。なお、部分的には河川区域を超えた範囲も都市計画に定めている。

都市計画河川の区域

市町名	河川名	位 置		計画幅員	計画延長	構造	決定年月日	備考
		起 点	終 点					
帯広市 音更町 芽室町 幕別町 池田町	十勝川	右岸 幕別町字明野 左岸 池田町字千代田	右岸 芽室町中島西32号 左岸 芽室町毛根西33号	1,700m～430m	約37,600m	堤防式複断面	S62.8.22 道1377号	一級河川
帯広市 幕別町	札内川	右岸 幕別町札内桜町 左岸 帯広市東15条南3丁目	右岸 帯広市大正町西一線 左岸 帯広市川西町基線	800m～440m	約12,600m	堤防式複断面	S62.8.22 道1377号	一級河川

第2節 砂利採取

1. 砂利採取規制計画

1-1 規制計画の経緯

砂利採取は戦前から行われており、経済の高度成長に伴う開発事業の進展により骨材の需要が激増し、河川砂利の資源不足が目立ってきた。

このため、北海道開発局においては、昭和41年に定められた「河川砂利対策基本要綱」に基づき、昭和43年には「砂利等の採取に関する基本計画および規制計画」を策定し、さらに昭和47年に砂利等の採取に関する基本計画及び規制計画（第1次）の策定を行った。昭和49年4月に河川砂利基本対策要綱が改定され、その主旨に基づき、基本計画と一本化した規制計画を昭和50年（第2次）に策定し、以降、平成30年度までの15次にわたる規制計画を策定してきたところである。第15次規制計画では、採取可能な砂利等がないことや、当面維持掘削の必要がないなどの理由により、一部（雨竜川、湧別川）を除き、全面禁止区域としていた。

このような中、平成28年8月の大規模な大雨出水等により河道状況が大きく変化したこと、砂利採取禁止区域と河川改修での河道掘削との関係が曖昧であったこと、さらに平成29年7月4日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室課長補佐からの事務連絡「土砂掘削に関するコスト縮減と撤去土砂の有効活用の推進について」が発出されたことを踏まえ、禁止区域の明確化とともに、砂利採取の拡大を図るため、第15次規制計画（平成30年度）を変更し、第16次規制計画（平成31年度）においてもその主旨に基づき策定している。

令和3年度に第16次規制計画が満了することから、第17次規制計画（令和4年度～令和6年度）が策定された。

1-2 第17次規制計画策定の方針

河川法第1条の規定を踏まえ、河道の状況を十分に把握して、河川改修事業、ダム事業、河川管理施設・許可工作物、河川環境等に影響を与えない範囲で採取可能な区間を選定することとした。

禁止区間については、河床低下の著しい区間、砂利等の掘削により河川管理施設、許可工作物等に支障を生ずると認められる区間、骨材として利用の見込めない区間について禁止区間を設定したものであり、特に生態系や清流の保持など河川環境にも十分配慮した規制計画とした。

なお、現在の河川整備計画と整合を図ることを基本とし、規制計画内において不整合が生じた場合は、適宜変更を行うこととする。また、禁止河川を含むすべての河川において、異常堆積により流下能力が不足した場合、その対策として必要な砂利等の採取については、河川管理上及び環境上支障の無い範囲で可能なものとする。

2. 砂利採取実績

十勝川における砂利採取実績を、以下の表に示す。

十勝川における砂利採取実績

単位：千 m^3

区 分	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
規制計画	1,656	1,746	1,746	1,702	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715
採取実績	1,663	1,360	1,543	1,702	964	1,160	1,309	1,408	1,286

区 分	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
規制計画	940	830	830	575	485	455	360	360	360
採取実績	936	791	493	340	195	178	117	107	60

区 分	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
規制計画	210	210	210	120	120	120	50	50	450
採取実績	48	75	85	27	41	10	12	3	308

区 分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
規制計画	380	380	380	350	350	350	45	223	79
採取実績	304	390	347	350	248	106	69	83	37

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
規制計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0
採取実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
規制計画	0	0	4,234.20	1,412.17	1,411.17	1,410.86
採取実績	0	0	47	42.3	47.3	

十勝川中流部の流下能力不足の解消を目的に、千代田新水路事業（平成7年度～平成18年度）が実施された。この事業は、千代田堰堤の右岸側に新たな水路を整備する事業であり、大量の土砂掘削を伴う事業である。

一方、「千代田新水路事業（国）」、「十勝圏道立広域公園事業（道）」、「都市計画公園事業等（1市3町）」からなる十勝エコロジーパーク計画が平成8年度に策定された。

千代田新水路事業の掘削工事費の軽減を図るとともに砂利採取資源と収益金の有効活用を図るため、平成9年5月に設立された「一般財団法人 十勝エコロジーパーク財団」に砂利を採取させ、採取量免除による収益の一部を、千代田新水路右岸高水敷の整備等に使用することとした。

「十勝エコロジーパーク財団」による砂利採取は、平成9年から平成18年まで実施され、2,242千 m^3 の砂利採取が行われた。